

# 使用許諾契約書

「パーソナルファイル送受信ユニット」を購入される法人、個人事業主、または団体のみなさま(以下、甲という)と株式会社ファイブシーズ(以下、乙という)とは、コンピュータ・プログラムの使用許諾に関し、次の通り契約する。

## 定義

1. 「本ソフトウェア」とは、本契約にしたがって提供される、パーソナルファイル送受信ユニットに組み込まれた Personal File Messenger (PFM) (以下、本ソフトウェアという)コンピュータ・プログラムをいいます。
2. 「本システム」とは、「本ソフトウェア」が組み込まれた「パーソナルファイル送受信ユニット」のことをいいます。
3. 「本ドキュメンテーション」とは、「本システム」と共に提供されるマニュアル等の書類をいいます。
4. 「ライセンス期間」とは、納品日から30年を意味します。

## 使用許諾

乙は甲に対し、本契約の各条項に従うことを条件に、甲内部でのデータ処理業務のためだけに、本ソフトウェアを、本ハードウェア上で使用する場合に、非独占的な使用権を許諾します。

甲は以下の行為を行うことができます。

1. ライセンス期間中、本ソフトウェアを使用すること。
2. 本ソフトウェアを使用するにあたり、必要かつ合理的な数だけ、本ドキュメンテーションを複製すること。

## 譲渡禁止

甲は、乙の書面による承諾を得ない限り、この契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することはできません。

## 禁止事項

甲は、本ソフトウェアを再使用許諾、譲渡、頒布、貸与その他の方法により第三者に使用もしくは利用させることはできません。但し、本ソフトウェアの機能として認められる範囲において第三者の利用を可能とする。

甲は、本ソフトウェアおよび付属物の全部または一部を修正、改変、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。または第三者にこのような行為をさせてはなりません。

## 契約期間

契約期間は、甲が、本システムの利用開始した日から開始し、甲または乙の解約により終了するものとします。

## 契約の終了

甲が、本プログラムまたは付属物を許可なく複製したり、上記許諾条件に違反した場合には、本契約は自動的に終了するほか、乙により他の法的な措置がとられることがあります。契約終了の場合、お客様は、本プログラム、付属物、複製物一切を廃棄または甲に返還するものとします。

## 保証責任の範囲(保証と免責)

本ソフトウェアおよび付属物は、明示黙示を問わず、商品性、お客様の特定の使用目的への適合性と合致するものではありません。また、乙は、本プログラムの機能がお客様の要求と合致すること、あるいは本プログラムの作動に中断やエラーのないことを保証するものではありません。乙は、本プログラムの使用に付随または関連して生じる直接的または間接的な損失、損害などについて、いかなる場合においても一切責任を負わず、また本プログラムの使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負いません。

## 個人情報の取り扱い

乙は、下記の目的で、甲から名称、連絡先などの情報(以下、個人情報といいます)、お取引履歴を記録させていただいております。また、個人情報の取り扱い方針については、別途、「個人情報保護方針(Privacy Policy)」で定めるとおりとします。

1. 製品保証、修理などに関するユーザーサポートの提供
2. 商品やサービス、キャンペーン情報のご案内
3. ご意見や感想の提供のお願い